

印刷請負契約書

契約番号 第 号

印 刷 物 件										
契 約 金 額	十億			百万			千			円
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額										
納 入 期 限	令和 年 月 日 ・ 契約後 日									
納 入 場 所	○○○○○○○○○○○○○○									
保 証 事 項	<input type="radio"/> 契約保証金 円 <input type="radio"/> 履行保証保険 <input type="radio"/> 免除									
そ の 他										

上記印刷物の作製について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 大阪市都島区都島本通2-13-22
 地方独立行政法人大阪市民病院機構
 理事長 西 口 幸 雄

Ⓜ

受注者 住所又は事務所所在地
 商号又は名称
 氏名又は代表者氏名

Ⓜ

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(別紙の仕様書、図面及び明細書及び印刷物の原稿をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書等を内容とする印刷契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の印刷物を作製して納入期限までに納入するものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 仕様書等に明示されていないもの、又は仕様書、明細書及び印刷物の原稿の交互符合しないものがある場合は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、発注者又は発注者の指定する職員(以下「監督職員」という。)の指示に従うものとする。
- 4 受注者は、仕様書等に基づく用紙、製版、印刷、製本等の作製費用内訳明細書及び校正、校了、印刷、製本等の工程表ならびにその他発注者が必要と認める書類を作成し、遅滞なく職員に提出してその承認を受けるものとする。ただし、発注者が必要でないときはこの限りでない。
- 5 納入を完了するための一切の手段については、この契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 6 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 11 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、関係法令の規定のほか、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成18年大阪市条例第16号。以下「コンプライアンス条例」とい

う。)に準じて規定を守らなければならない。

(契約の保証)

- 第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行わなければならない。ただし、発注者から契約保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもってこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金(以下「違約金等」という。)に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに違約金等を請求する。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、この契約に基づく印刷物又は検査済み材料もしくは貸与品は、これを第三者に売却しもしくは貸与し又は担保の目的に供してはならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、受注者が、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(一括委任又は一括下請負等)

- 第5条 受注者は、この契約に基づく印刷物の全部又は発注者の指定する部分の作製を一括して第三者に委任し若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(受任者又は下請負者の通知等)

- 第6条 受注者は、前条ただし書きの規定により承認を得た場合を除き、受任者又は下請負者を決定したときは、直ちに監督職員にその名称その他必要な事項を通知しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者に対して頭書の印刷物の作製につき著しく不適當であると認められる受任者又は下請負者の変更を求めることができる。

(著作権の譲渡等)

- 第7条 受注者は、この契約に基づく印刷物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下この条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の納入時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、受注者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受注者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳す

ることにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受注者が当該権利の一部を発注者に無償で譲渡することにより、発注者及び受注者の共有とするものとする。

- 2 発注者は、印刷物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該印刷物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該印刷物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、印刷物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、発注者は、印刷物が著作物に該当しない場合には、当該印刷物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受注者は、印刷物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該印刷物を使用又は複製し、また、第1条第6項の規定にかかわらず当該印刷物の内容を公表することができる。
- 5 受注者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は発注者と受注者とが協議して定める。
- 6 発注者は、受注者が印刷物の作製に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 7 受注者は、第4条又は第5条で認める範囲において印刷物の作製を第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各項に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、頭書の印刷物の作製に特許権その他第三者の権利の対象となっている作製方法等を使用するときは、受注者は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者が、作製方法等を指定し、仕様書等に特許権その他第三者の権利の対象であることが明示されていないで、かつ、受注者がその存在を知っていなかった場合には、発注者は、受注者に対してその使用に関して要した費用を支払わなければならない。

（材料の品質及び検査）

第9条 作製に使用する材料について品質又は品等が明らかでないものについては、それぞれその中等以上のもので、監督職員の認めるものとする。

- 2 作製に使用する材料のうち、あらかじめ仕様書等に監督職員の検査を受けることを明示されたものについては、監督職員の検査を受け合格したものでなければ、これを使用してはならない。

（貸与品及び支給材料）

第10条 発注者から受注者への貸与品及び支給材料の品名、数量、材質及び引渡場所は、仕様書等に記載したところによるものとし、その引渡時期は、工程表によるものとする。

- 2 受注者は、貸与品又は支給材料を受領したときは、遅滞なく監督職員に借用書又は受領書を提出しなければならない。
- 3 監督職員は、貸与品又は支給材料を受注者の立会いのもとに検査し、引渡すものとする。この場合において、受注者は、その品質又は規格が使用に適当でないと認めるときは、その旨を監督職員に通知しなければならない。
- 4 作製の完了又は契約の変更若しくは解除に際して不用となった貸与品又は支給材料があるときは、受注者は、直ちに仕様書に定められた場所において、これを発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者の故意又は過失によって貸与品又は支給材料が滅失若しくはき損し又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に、代品を納め又は原状に復し若しくはその損害を賠償しなければならない。

（印刷物原稿の保管等）

第11条 受注者は、指定された場所で印刷物の原稿を受けとり頭書の印刷物を納入するまでの間、紛失又はき損することなく保管しなければならない。

- 2 作製の完了又は契約の変更若しくは解除に際して不用となった印刷物の原稿については、受注者は、直ちにこれを発注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、第三者に印刷物の原稿に示された内容を漏らしてはならない。第19条の規定による引渡し完了後も、また、同様とする。

（印刷物の校正等）

第12条 受注者は、内校ののち、印刷物の校正刷り及び色校正等を監督職員に提出し、完全校了に至るまで監督職員の指示に従い、校正なおしを行わなければならない。ただし、責任校正又は責任校了の場合にはこの限りでない。

- 2 発注者は、必要があると認める場合には、作製の中

途において仕上がり部分の検査を行うことができる。

(契約の変更及び中止等)

第 13 条 発注者が、必要と認めるときは、発注者は、契約の変更若しくは作製の一時中止又は発注者と受注者とが協議のうえ契約の解除をすることができる。この場合において、契約金額又は納入期限その他契約条件を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議のうえ書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の規定により契約を解除したときは、第 28 条の規定を準用する。

3 第 2 項の協議開始の日は、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第 14 条 受注者は、天災その他受注者の責めに帰することができない理由により契約の履行が遅延するおそれが生じたときは、発注者に対して遅滞なく書面にその理由を付して納入期限の延長を求めることができる。

(一般的損害等)

第 15 条 印刷物の引渡し前に生じた一切の損害は、受注者の負担とする。

2 受注者は、債務の履行について第三者に損害をおよぼしたときは、その賠償の責めを負う。

(検査)

第 16 条 受注者は、頭書の印刷物の作製を完了し、頭書の納入場所に納入したときは、書面により発注者又は発注者の指定する検査を担当する職員（以下「検査職員」という。）に通知し検査を受けなければならない。

2 検査職員は、前項の通知を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いを求めて検査を行うものとする。

3 受注者が、正当な理由なく検査に立ち会わないときは、受注者は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

(検査における不合格等)

第 17 条 検査の結果、不合格と判定されたときは、受注者は、自己の費用をもって遅滞なく取替え又は不足分の引渡しを行い、改めて検査を受けなければならない。この場合の検査については、前条の規定を準用する。

(減価採用)

第 18 条 前条の規定にかかわらず、検査の結果当該印刷物に僅少の不備がある場合で、発注者がその使用上重大な支障がないと認め、かつ、期限その他の条件から取替え又は不足分の引渡しを行うことが困難と認められたときは、相当の価格を減価のうえ、これを採用することができる。減価の額は発注者が定める。

(印刷物の引渡し)

第 19 条 第 16 条第 2 項の検査に合格したとき及び前条の減価採用を認めたときは、発注者は、当該印刷物の

引渡しを受けるものとする。

(契約代金の支払い)

第 20 条 受注者は、前条の規定による引渡し完了後、所定の手続きに従って契約代金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払い請求があったときは、請求月の翌々月末までに契約代金を支払わなければならない。

(指定部分に対する代金の支払い等)

第 21 条 発注者が、あらかじめ可分部分として引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）の印刷物の作製を完了したときは、第 16 条から第 20 条までの規定を準用する。この場合「契約代金」とあるのは「指定部分に相応する契約代金相当額」とする。

(契約不適合責任)

第 22 条 第 18 条による場合を除き、引渡された印刷物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は、受注者に対し、当該印刷物の取替え又は不足分の引渡しによる追完を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は、発注者が請求した方法と異なる方法による追完をすることができる。

3 第 1 項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて追完の催告をし、その期間内に追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 追完が不能であるとき。

(2) 受注者が追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が催告をしても、契約の目的を達するのに足りる追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

4 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、当該不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は追完または代金の減額を請求することができない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第 23 条 受注者の責めに帰すべき理由により、この契約の履行を遅延したときは、受注者は、契約代金（第

18 条の規定に基づき減価したときはその減価後の金額)につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞違約金として発注者に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、第 21 条の規定による指定部分で引渡しを受けた部分があるときは、これに相当する契約代金相当額を延滞違約金の算定にあたり契約代金から控除する。
- 3 発注者の責めに帰すべき理由により契約代金の支払いならびに検査が遅延したときは、受注者は、発注者に対して、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(不当な取引制限等に係る損害賠償金)

第 24 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額の 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときは、同様とする。

- (1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、排除措置命令等(独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令(同法第 7 条の 9 第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。)をいう。以下同じ。)を受け、これらが確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。)
- (2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。)において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとき。
- (3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。
- (4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契

約について、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

- 2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第 3 条若しくは第 8 条第 1 号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第 96 条の 6 に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。
- 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払の日から、支払の日における民事法定利率(民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。

(発注者の解除権)

第 25 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなくこの契約を全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 正当な理由なく第 22 条第 1 項の追完がなされないとき。
 - (3) 契約の履行にあたり職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げたとき。
 - (4) コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないとき。
 - (5) 前各号のほか契約事項に違反したとき。
- 2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。
- (1) 第 4 条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (2) 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 受注者の債務の全部が履行不能であるとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは

契約の目的を達することができないとき。

- (5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 受注者が第 27 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) この契約の締結又は履行について受注者に不正な行為があったとき。
- (10) 受注者が発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。

3 前各項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。

4 前各項の規定により契約を解除したときは、受注者は、一般競争入札においては契約金額の 10 分の 1、指名競争入札、随意契約においては契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（誓約書の提出）

第 26 条 受注者及び暴力団排除条例第 7 条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

（暴力団排除に伴う契約の解除）

第 26 条の 2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに契約を解除する。

- (1) 暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。
- (2) 暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、下

請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合において、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したとき。

3 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（受注者の解除権）

第 27 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 13 条の規定により契約を変更したため契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約が履行できない状態が相当の期間にわたるとき。
- (3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（解除による印刷物の引取り等）

第 28 条 第 25 条又は第 26 条の 2 の規定により契約を解除したときは、発注者の選択により既納印刷物を受注者の費用で引き取らせ、又は発注者が認定する代金を受注者に交付して既成印刷物を発注者に帰属させることができる。

2 前項の規定に基づき、受注者に既納印刷物の引取りをさせることとした場合において、受注者が、正当な理由なく発注者が指示した期間内にその印刷物の引取りをしないときは、発注者は受注者に代ってその印刷物を処分することができる。この場合、受注者は、発注者の処分方法について異議の申立をすることができないとともに、これに要した費用を負担しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第 29 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金額支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴す

る。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(相 殺)

第 30 条 第 3 条第 2 項の規定による充当した額を除き、受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から契約代金額支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

(概算契約)

第 31 条 この契約書の頭書に概算契約である旨の記載がなされている契約(以下この条において「概算契約」という。)にあっては、この明細書記載の数量及び契約書記載の金額は概算であり、発注者の都合により増減することがある。この場合にあっては、契約代金の確定は、実納入数量に契約書又は明細書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行うものとする。

- 2 本契約が概算契約である場合、契約書中「契約金額」は、契約書記載の概算金額のことをいう。ただし、第 23 条においては、実納入数量に契約書又は明細書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(契約に関する紛争の解決)

第 32 条 この契約に関し、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼することができる。

- 2 前項の規定による解決のために要する費用は、発注者と受注者とで平等に負担する。

(補 則)

第 33 条 この契約書に定めのない事項については、大阪市民病院機構契約規程及び大阪市民病院機構会計規程に従い、その他は必要に応じて必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。